

Eマーク認証の申請について【清酒用】

1 富山県地域特産品認証制度とは？

「富山ならではの味を楽しみたい」「安全で安心な食品を選びたい」などの消費者ニーズに応え、富山県産の優れた農林水産物を使った加工食品に、認証マーク（Eマーク）を付ける制度です。一定の基準（使用原材料や製造方法等）を満たした商品に、このEマークを付けることによって、商品の付加価値を高め、販路の開拓や取引の円滑化に役立てるものです。

2 Eマーク認証の要件

- ・主な原材料が富山県産又は富山県内の伝統的技術・技法で製造されたもの
- ・清酒については、清酒の製法品質表示基準に定める吟醸酒・純米酒・本醸造酒のいずれかの製法によるものであること。

●認証にあたっては、以下のとおり書類審査、申請商品の品質検査、現地調査を行います。

(1) 書類審査

【提出書類】

- ①地域特産品認証申請書（様式第1号）
- ②製造所の平面図
- ③製造方法及び過程を表したフローチャート図
- ④主要原材料の出荷元が確認できるもの
（別添の「出荷証明書(別紙3の1)」「自家生産申出書(別紙3の2)」「使用原料申出書(別紙3の3)」のいずれか）
- ⑤清酒もろみ製造経過表（写）
- ⑥食品衛生法に基づく営業許可証（写）
- ⑦酒税法に基づく酒類製造（販売）の免許証（写）又は発行証明書（写）
- ⑧商品パッケージ（外箱、ラベル）の実物

*様式は、県ホームページ（[富山 Eマーク](#)）で検索）からダウンロードできます。

【送付先】〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号（富山興銀ビル11階）
富山県市場戦略推進課消費・販路拡大係 今湊あて

【提出期限】令和6年1月19日（金）必着

(2) 品質検査

【提出物】申請する商品の実物（1商品につき2点）

【送付先】〒939-8153 富山市吉岡360 TEL 076-429-5400】

富山県食品研究所 寺島副主幹研究員あて

【提出期限】令和6年1月19日（金）必着

(3) 現地調査

原材料の管理、製造工程等について担当者が調査に伺います。日程は後日連絡します。

富山県農林水産部市場戦略推進課
消費・販路拡大係 今湊
TEL 076-444-3271 FAX 076-444-4407